

【感謝状贈呈】（退職者）

要件：任期6年以上で活動が他の相談員の模範となり、企画委員会が推薦する者。

【街頭補導・巡視活動】

（目的）

青少年相談員による指導活動は、警察による少年犯罪に対する取締補導とは異なり、青少年の健全育成を図る活動の一環として実施する。活動中、犯罪少年を発見したときには、警察に連絡し、街頭活動にあたっては必ず複数で行い、身の危険を防止する心構えが必要である。

（内容）

各地区祭礼巡視活動・定例巡視活動（毎月）

◎潮来祇園の巡視の際、教職員青少年相談員の活動は、学校並びにPTA巡視活動を優先する。

【青少年のための社会環境整備活動】

（目的）

かけがえのない社会の一員である青少年が心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いである。特に、最近、青少年を取りまく社会環境の中には、健全育成を阻害するものが多く、年々悪化の傾向にある。そこで、各機関、団体が連携した地域ぐるみ運動として、青少年を取りまく社会環境の点検及び有害広告物の除去活動を行い、市民の青少年健全育成に対する共通理解と認識を深めるとともに青少年の社会環境の整備と意識高揚を図る活動を展開する。

実施月：7月・11月 その他随時実施

【青少年相談員ユニホーム（帽子等）購入】

（目的）

青少年相談員としての自覚と自信をもつために、ユニホームを揃える。さらに、活動の際に着用することで、市民に青少年健全育成に向けてアピールする。

（種類）

帽子等。

（負担）

市青少年相談員連絡協議会負担。

【研修視察】

（目的）

先進地の活動状況や青少年の実態を把握するために現場を視察する。さらに、相談員の相互理解と連携を深めるために研修する。

（時期）

企画委員会にて協議。

（研修先）

企画委員会にて協議。

【活動報酬】

（報酬根拠条例）

潮来市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例。

（報酬額）

1日 5,600円 半日 2,800円

（報酬要件）

◎夜間巡視活動（自主活動は含まない）

◎青少年相談員研修会

（その他）

活動報酬より、青少年相談員連絡協議会会費（2,000円）を差引くこととする。

活動報酬から差引ができない場合は、相談員の実費により納入をすることとする。

【慶弔規約】

本人が亡くなった場合 5,000円

○ 潮来市青少年相談員設置要綱

平成19年4月25日

教委告示第1号

潮来市青少年相談員設置要綱（平成5年教育委員会要綱第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 青少年対策の総合的な推進を図るため、本市に潮来市青少年相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 相談員は、次の各号に掲げる資格要件を有する者のうちから教育委員会教育長その他関係機関が適当と認めた者を市長が委嘱する。

(1) 当市に居住する者及び市立小・中学校並びに県立潮来高等学校の教職員とし、地域住民の信頼があり、その協力を得られる者

(2) 広く青少年の実情に通じ、青少年に対して深い愛情と理解を有し、青少年と一体になって青少年の健全育成に強い熱意をもって行動している者

(3) 個別指導、集団指導等について若干の知識と技術を有し、青少年の保護及び育成等に従事してきた者

2 前項により相談員を委嘱した場合には、相談員の証、徽章等を交付するものとする。

3 相談員は、任期満了、辞退、転出その他の事由により相談員でなくなったときには、相談員の証及び徽章を市長に返納するものとする。

（定数）

第3条 相談員の定数は、78人以内とする。

（任期）

第4条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第5条 相談員の職務は、次のとおりとする。

(1) 青少年の実態を把握し、青少年に関する各般の問題について相談に応ずるとともに、その指導及び解決に努める。

(2) 青少年団体の指導と組織化及び運営について積極的な活動の促進を図る。

(3) 非行少年等の発見に努め、その措置については、児童委員、児童福祉司、警察官等それぞれの関係機関と密接に連絡し、その機能を助けるとともに必要に応じその青少年及び家庭を指導する。

(4) 地域における組織化及び活動の促進を図り、青少年対策推進については、その中核として積極的に活動するとともに関係機関の行う業務についても協力する。

(5) その他青少年の保護育成に努める。